

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担法は、義務教育無償の原則に基づき、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として定められ、わが国の義務教育制度の根幹をなすものである。

しかしながら、昭和 60 年度以降、政府は、義務教育費国庫負担制度の見直しを進め、平成 16 年度には、退職手当及び児童手当が一般財源化された。また、三位一体の改革において、義務教育費国庫負担制度の廃止・縮減が検討されるとともに、平成 17 年度には、暫定措置として 4,250 億円の縮減が決定され、今後、中央教育審議会において全体の取り扱いが論議されることとなった。

義務教育費国庫負担金の全額が一般財源化された場合には、厳しい状況にある地方財政がより一層圧迫されるばかりでなく、財政力の相違により地方自治体間で教育に格差・不均衡が生じ、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことになる。

よって、国会及び政府においては、義務教育費国庫負担法を十分尊重し、教育の機会均等を保障するために現行制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 17 年(2005 年)3 月 30 日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣

(提出者) 自由民主党、民主党・市民の会、公明党、日本共産党、自由民主党第二、
新政クラブ及び市政改革クラブ所属議員全員並びに会派無所属佐藤美智夫議員